

# 令和2年度 東日本高速道路株式会社 事業評価監視委員会

## 【審議】事業評価手法の見直しについて

東日本高速道路(株)

令和2年12月15日

あなたに、ベスト・ウェイ。



# 現在の再評価の審議方法（平成23年度～）



## ■ 審議方法

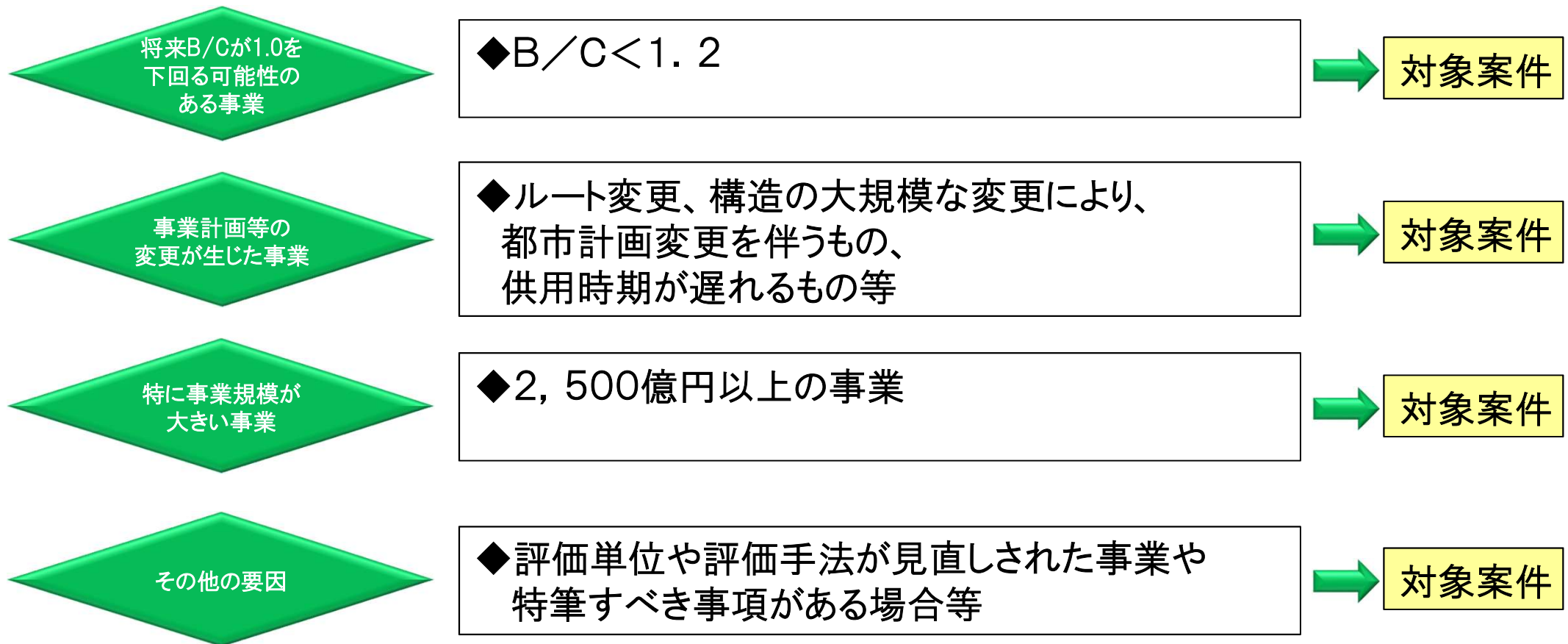
東日本高速道路(株)事業評価監視委員会の重点的かつ効率的な会議運営に資することを目的に、再評価対象事業を「重点」と「一般」に分け、審議を実施する。

選定基準に該当する項目がある案件を「重点」審議案件として選定し、重点的に議論を行い対応方針(案)を決定するものとする。

選定基準に該当する項目がない案件については「一般」審議案件とし、対応方針(案)を決定するものとする。

# 現在の再評価の重点審議案件の選定基準の考え方

NEXCO



原則として、上記選定基準に該当する項目がある場合には重点審議案件とするが、一般審議案件についても、委員より重点審議案件として選定すべきとの提案があった案件については、重点審議案件とする。

# 平成30年度当社事業評価監視委員会意見

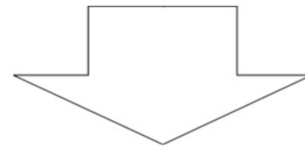
NEXCO

○H30年度再評価案件(上信越自動車道 信濃町～上越JCT)についての審議

委員) 完成間近の事業の再評価は別途審議要件を設定しても良いのではないか。

事務局) 国交省の要綱に従い、今回は事業費増額のため再評価を実施する。

審議方法については今後検討する。



現在の審議方法を見直す提案

東日本高速道路(株) 事業評価監視委員会の設置に関する細則

(委員会の事務)

第2条 委員会は、社長の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

五 前号の規定によるもののほか、委員会又は社長が必要と判断した場合に、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性について審議を行い、意見がある場合には、社長に対してその具申を行うこと。

東日本高速道路(株)事業評価監視委員会運営要領

(その他)

第7条 本運営要領に定めのない事項及び本運営要領の変更は委員会の審議で決定する。

# 重点審議案件の選定基準の提案

項目		現在(平成23年度～)	提案(令和2年度～)
<p>背景 (委員意見や要領改訂) ↓ 当社事業評価監視委員会としての動き</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年4月 再評価実施要領の改訂(国)事業の見直しをタイムリーに判断するため実施間隔を5年→3年に変更</li> <li>↓</li> <li>平成23年度当社事業評価監視委員会にて審議(決定) 「重点」と「一般」に分けて審議 重点審議案件の選定基準の設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度当社事業評価監視委員会の委員意見</li> <li>平成30年3月 再評価実施要領の改訂(国) 再評価の実施間隔を5年としても十分実効性があるため、実施間隔を3年→5年に変更</li> <li>一方、「事業進捗に大きな変更がある事業」は、審議に十分な時間を費やすよう改善が必要</li> <li>↓</li> <li>本日の当社事業評価監視委員会にて審議 重点審議案件の選定基準の見直し 「一般」を「一括」に名称変更</li> </ul>
選定基準	将来のB/Cが〇〇を下回る可能性のある事業	1.2	1.0
	事業計画等の変更が生じた事業 ※1・2	ルート構造	ルート変更、構造の大規模な変更により都市計画変更を伴うもの
		事業費	(大幅な増額)
	事業期間	供用時期が遅れるもの	事業費が前回から10%を超えて増額するもの 事業期間が前回から20%を超えて遅れるもの
	特に事業規模が大きい事業※2	2,500億円以上の事業	2,500億円以上の事業
その他の要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆評価単位、評価手法が見直された事業</li> <li>◆特筆すべき事項がある事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆評価単位、評価手法が見直された事業</li> <li>◆特筆すべき事項がある事業</li> </ul>	
特記事項			審議時点の翌年度が供用予定の場合には事業中止の可能性が低いことから、選定基準に寄らず一括審議とする。
注釈			※1 「前回」とは「新規事業採択」であるが、重点審議を実施した場合は「前回」を「重点審議」と読み替える。 ※2 再評価区間のうち、事業中区間を対象として算出する。

# 提案の再評価の審議方法(令和2年度～)



## ■ 審議方法

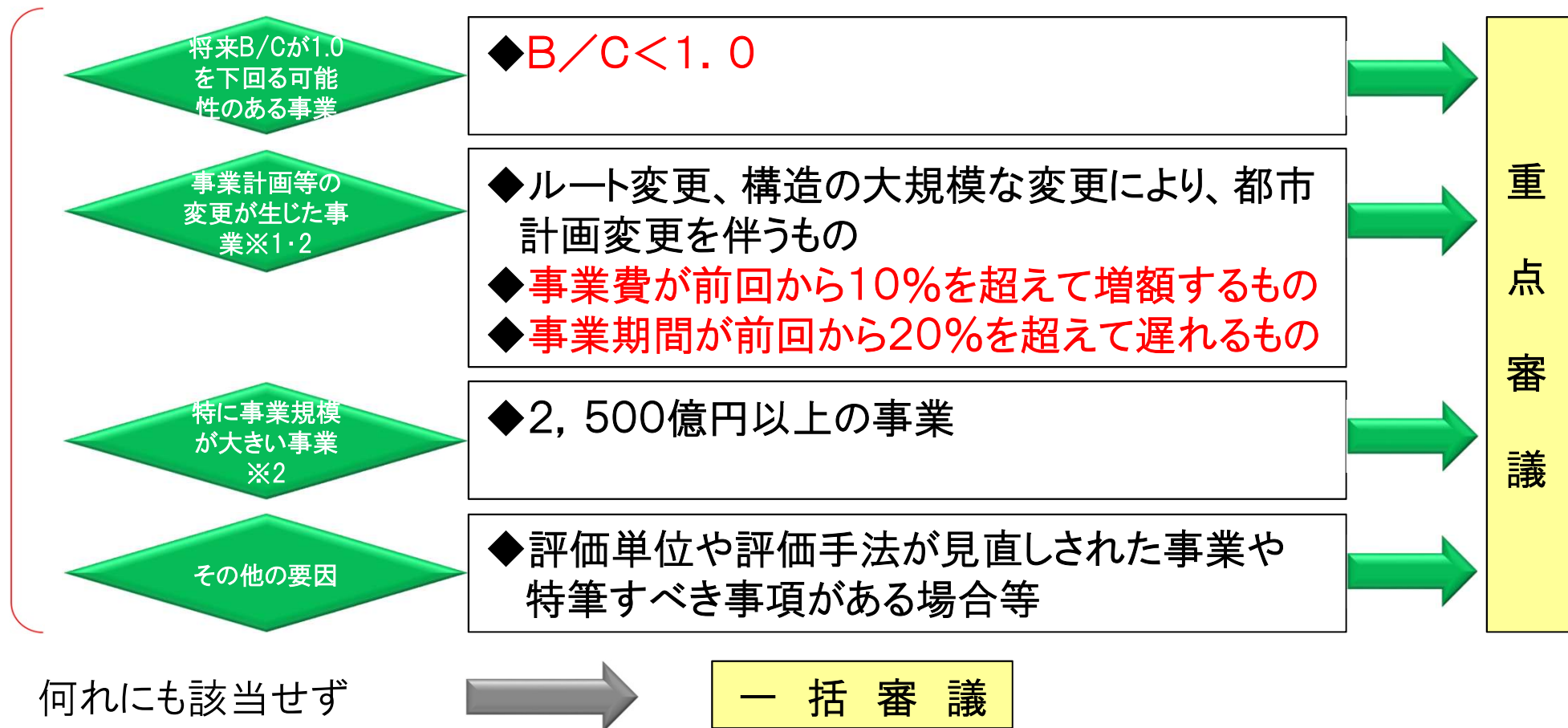
東日本高速道路(株)事業評価監視委員会の重点的かつ効率的な会議運営に資することを目的に、事業再評価対象事業を「重点」と「一括」に分け、審議を実施する。

選定基準に該当する項目がある案件を「重点」審議案件として選定し、重点的に議論を行い対応方針(案)を決定するものとする。

選定基準に該当する項目がない案件については「一括」審議案件とし、対応方針(案)を決定するものとする。

# 提案の再評価の重点審議案件の選定基準の考え方

選  
定  
基  
準



## 【特記事項】

・審議時点の翌年度が供用予定の場合には事業中止の可能性が低いことから、選定基準にかかわらず一括審議とする。

ただし、委員より重点審議案件として選定すべきとの提案があった案件については、上記条件にかかわらず重点審議案件とする。

※1 「前回」とは「新規事業採択」であるが、重点審議を実施した場合は「前回」を「重点審議」と読み替える。

※2 再評価区間のうち、事業中区間を対象として算出する。

# 【審議】事業再評価 一括審議案件 説明資料

東日本高速道路(株)

令和 年 月 日

あなたに、ベスト・ウェイ。





# 再評価 一括審議案件一覧

一括審議資料イメージ

NEXCO

事業名	再評価理由 ※1	事業採択年度	前回評価年度	全体事業費 (億円)	完成予定年度 ※2	B/C	前回再評価からの 主な変更点及び理由	関係自治体の意見	前回評価時の付 帯意見及び対応	対応方 針(原案)
1 〇〇自動車道 (〇〇~〇〇)	⑤	S61	H27	〇 (+〇)	R3 (R2)	2.3	前回再評価から事業費及び事業期間に変更はあるが、事業全体に顕著な変化は生じていない。	【〇〇県知事】 〇〇自動車道は、産業・経済・文化の発展や物流の効率化、医療の高度化、事故・災害時におけるリダンダンシー機能を有する重要な道路です。本事業は、当該路線に求められる信頼性、安全性、快適性の確保や交通の円滑化などを図り、沿岸地域はもとより県全体の復興を成し遂げるためにも必要な事業であります。 本事業の一日も早い完成に向け、強力に事業を推進するとともに、残る〇〇~〇〇間についても早期に事業化を図られるよう要望します。	なし	継続
2 一般国道〇〇号 〇〇道路 (〇〇~〇〇)	④	H2	H27	〇 (+〇)	R8 (R8)	2.9	前回再評価から事業期間に変更はあるが、事業全体に顕著な変化は生じていない。	【〇〇県知事】 一般国道〇〇号〇〇道路は、〇〇と一体となって、東日本と西日本を結ぶ大動脈となる圏央道として機能するとともに、災害時には、都心部の高速道路の代替路としても極めて重要な道路である。 特に、〇〇JCTから〇〇IC間は、〇〇空港と〇〇を結ぶ高速ネットワークの一部として機能する重要な役割を担っている。 一方で、〇〇JCTから〇〇IC間は暫定2車線であり、低速車両による速度低下、重大な事故の発生時や大規模災害時の交通機能確保などの課題があることから、安全で円滑な交通の確保や、防災力の向上を図るためにも、早期の4車線化が必要である。 ついで、事業の継続が必要であり、早期に工事に着手し、一日も早い完成に向け、事業の推進を図られたい。	なし	継続

※1 再評価理由

- ①: 事業採択後3年間が経過した時点で未着工の事業
- ②: 事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業
- ③: 準備・計画段階で3年間が経過している事業
- ④: 再評価実施後5年間が継続している事業
- ⑤: その他

※2 費用便益比算定上設定した完成予定年度等。なおかつ書きは有料事業許可における完成予定年度。

# (1)〇〇自動車道(〇〇~〇〇)

**1. 目的**  
 ・高規格道路ネットワークの形成  
 ・円滑な交通の確保

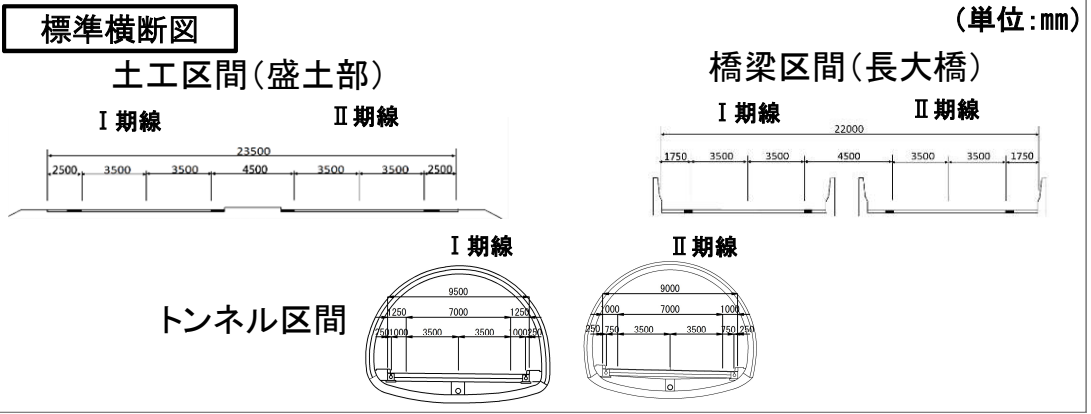
**2. 事業概要**  
 事業区間：自)〇〇県〇〇市〇〇(〇〇IC)  
 至)〇〇県〇〇市〇〇(〇〇IC)  
 計画延長・幅員：150km・23.5m  
 車線数：4車線  
 計画交通量：30,000~50,000台/日  
 事業化：平成〇年度  
 全体事業費：(前回)約〇〇億円(今回)約〇〇億円

**3. 事業の進捗状況**  
 ・当該事業区間の用地取得率は100%  
 ・設計が一部完了し工事発注に向けた準備中

**4. 主な事業の効果**  
 ・物流効率化の支援(国際コンテナ航路の発着港湾へのアクセス向上)  
 ・災害への備え(被災地における復旧復興支援、代替路線の形成)  
 ・安全で安心できるくらしの確保(三次医療施設へのアクセス向上)

**5. 事業の投資効率性**

【事業全体】	(前回)	(今回)	【残事業】	(今回)
総便益B:	〇〇億円	〇〇億円	B:	〇〇
総費用C:	〇〇億円	〇〇億円	C:	〇〇
	B/C=〇.〇	B/C=〇.〇	B/C:	〇.〇



**7. 対応方針(原案)**

- ・事業継続とする
- ・本事業は、高規格道路ネットワークを形成する有料道路であり、沿線地域の産業、経済の発展等の観点から、事業の必要性・重要性は高く、整備による効果発現を図ることが適切である。

# (参考) 関東地整: R2年度の再評価の審議方法

R2年度第1回関東地整事業評価監視委員会 資料1「R2年度事業評価監視委員会における審議の進め方(案)」より

## 1. 再評価の審議区分の選出方法

○ 事業再評価は重点審議と一括審議の2区分で審議

○ 審議事業の重点・一括の選別は以下のフローを目安

